

## 令和5年第2回浅川町議会定例会

### 議事日程（第3号）

令和5年6月12日（月曜日）午前9時開議

- 日程第 1 承認第 2号 専決処分の報告及びその承認について（浅川町税条例の一部を改正する条例について）
- 日程第 2 承認第 3号 専決処分の報告及びその承認について（令和4年度浅川町一般会計補正予算（第9号））
- 日程第 3 承認第 4号 専決処分の報告及びその承認について（令和4年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号））
- 日程第 4 承認第 5号 専決処分の報告及びその承認について（令和5年度浅川町一般会計補正予算（第1号））
- 日程第 5 議案第24号 浅川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第25号 令和5年度浅川町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第26号 令和5年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 同意第 3号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 9 同意第 4号 農業委員会の委員に占める認定農業者等の要件の変更について
- 日程第10 同意第 5号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第11 同意第 6号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第12 同意第 7号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第13 同意第 8号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第14 同意第 9号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第15 同意第10号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第16 同意第11号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第17 同意第12号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第18 同意第13号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第19 同意第14号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第20 同意第15号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第21 請願第 3号 議員定数の維持についての請願書
- 日程第22 発議第 2号 浅川町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議員派遣の件
- 日程第24 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

---

## 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第20まで議事日程のとおり

日程第21 発議第2号 浅川町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について

日程第22 請願第3号 議員定数の維持についての請願書

日程第23から日程第24まで議事日程のとおり

---

## 出席議員（12名）

1番	富永勉君	2番	菅野朝興君
3番	兼子長一君	4番	会田哲男君
5番	木田治喜君	6番	岡部宗寿君
7番	渡辺幸雄君	8番	須藤浩二君
9番	上野信直君	10番	角田勝君
11番	金成英起君	12番	水野秀一君

## 欠席議員（なし）

---

## 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	江田文男君	副町長	小池大介君
教育長	真田秀男君	総務課長	生田目源寿君
企画商工課長	我妻悌君	農政課長	坂本克幸君
建設水道課長	生田目聡君	会計管理者兼 税務課長	我妻美幸君
保健福祉課長	佐川建治君	住民課長	関根恵美子君
教育課長	高野喜寛君		

---

## 会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	田子広子	主査	遠藤史貴
--------	------	----	------

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（水野秀一君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

---

◎答弁の訂正

○議長（水野秀一君） ここで、本定例会第2日目の5番、木田治喜君の一般質問に対する答弁に訂正がありますので、総務課長、生田目源寿君に報告させます。

総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、答弁の訂正についてご報告申し上げます。

ただいま議長からもございましたが、第2日目、一般質問中、質問順5、木田治喜議員の（1）防犯まちづくり推進の際、防犯カメラの設置基準、運用、ガイドラインの策定のおただしがございましたが、町全体のガイドラインは策定はしておりませんでした。今後、早急に策定を進めることとしております。改めまして、おわびと訂正をさせていただきます。

以上です。

---

◎議事日程の報告

○議長（水野秀一君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

お諮りします。本定例会初日の日程において、動議が出され、日程の順序を変更いたしましたので、これに合わせて本日の日程の順序を変更し、日程第21、請願第3号 議員定数の維持についての請願書の前に、日程第22、発議第2号 浅川町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についてを先に審議したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日の日程の順序を変更し、日程第21、請願第3号 議員定数の維持についての請願書の前に、日程第22、発議第2号 浅川町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についてを先に審議することに決定しました。

ここで議事日程準備のため暫時休議といたします。

休憩 午前 9時02分

再開 午前 9時04分

○議長（水野秀一君） 再開いたします。

---

◎承認第2号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第1、承認第2号 専決処分の報告及びその承認について（浅川町税条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 税条例専決の中の森林環境税に関して伺いたいと思うんですけども、森林環境税、来年度から個人町民税の均等割を納めている方については、全員1人当たり1,000円、森林環境税として納めるという、こういう規定であります。これは法律ができたのでそういうふうになるわけなんですけれども、それに関して伺いたいんですけども、個人町民税の均等割の納付者でない方というのはどういう方でしょうか。何人ぐらいいらっしゃるのか。それから、納付すべき人というのは何人ぐらいいるのか伺いたいというのが1点目であります。

それから2点目として、この森林環境税が始まる前に、同趣旨の使途の目的で、国のほうから交付金が3年間ぐらい来ていたというふう思うんですけども、この使い道というのはどういうふうになされてきたのか伺いたいというふうに思います。

それから3点目ですけども、今後この森林環境税、地方自治体に交付されるということなんですけれども、浅川町には幾らぐらい来る見込みで、それをどういうふうにするお考えなのか、考えがあれば伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 会計管理者兼税務課長、我妻美幸君。

○会計管理者兼税務課長（我妻美幸君） それでは、お答えいたします。

森林環境税が課税される方は、町県民税の均等割の方が対象となっておりますので、納税のない方は均等割がかかってらっしゃらない方となります。人数のほうは今ちょっと手元に持ち合わせておりませんので。その次に、納付すべき方は何人くらいかということですが、そちらにつきましては令和5年度の町県民税の均等割の課税される方が3,000人弱ということですので、掛ける1,000円となりますので、300万弱程度の森林環境税としての課税の額となります。

それから2点目につきましては、交付金で令和元年から森林環境譲与税として浅川町に収入がございます。令和元年度につきましては100万円弱、令和2年度、3年度、4年度につきましては毎年200万円を超えるくらい

の金額が収入されてきております。使い道については、その名のとおりなんですけれども、浅川町の森林に対して伐採の事業をしたりして整備される事業の交付額として充てられております。

それから3点目ですが、金額の見込みとしては、令和元年からは市町村と県に対しまして私有林、人工林面積、それから林業就業者数及び人口による客観的な基準で案分されて譲与されておるものとなります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 農政課長、坂本克幸君。

○農政課長（坂本克幸君） お答えいたします。

森林環境譲与税の使い道ですが、今、税務課長のほうより回答がありましたとおり、浅川町の森林環境の整備というその名のとおりを使い道となります。昨年度につきましては、城山の木の伐採に予算のほうを使っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 浅川町の人口が大体6,000人弱、6,000人ぐらいですから、そうすると納付すべき人が3,000人弱ということは、3,000人ぐらいは納付の対象外だというふうに理解してよろしいですね。確認をしたいというふうに思います。

それから、今まで来た分は城山の伐採のあれに活用したということで、今後、毎年幾らぐらい来る見込みなのかというのは、その最近来ていた年間大体200万円ぐらいと、こういう見込みでよろしいんですか。

それから、あと何か取り組みたいんだというものがあれば伺いたいたいですけれども。

○議長（水野秀一君） 会計管理者兼税務課長、我妻美幸君。

○会計管理者兼税務課長（我妻美幸君） お答えいたします。

そうですね、概算で6,000人弱程度ですので、そこで課税の方が3,000人弱、残りの3,000人は対象外ということになると思います。

それから、今後は大体200万から300万の間で推移するかと思われます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、再度答弁させていただきます。

この森林環境譲与税なんですが、こちらにつきましては先ほど農政課長からも答弁ありましたとおり、城山の環境整備に力を入れることを町の方針として決定しております。昨年度も、城山の駐車場から見て町内のほうに向けての森林伐採を行っております、3月に。こちらにつきましては、森林環境譲与税は国からの指示で、ストックしておかないでそれはぜひ使ってくれということなんです。ですから、町とすれば年次計画で町のシンボルである城山の環境整備に力を入れる予定としております。

以上です。

○9番（上野信直君） はい、分かりました。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第1、承認第2号 専決処分の報告及びその承認について（浅川町税条例の一部を改正する条例について）を起立によって採決します。

お諮りします。本件は承認することに賛成の方の起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

---

#### ◎承認第3号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第2、承認第3号 専決処分の報告及びその承認について（令和4年度浅川町一般会計補正予算（第9号））を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、会田哲男君。

○4番（会田哲男君） 1点お聞きしたいと思います。

令和4年度第9号ですね。専決予算書の14ページ、7款1項1目の商工振興費、18節の負担金、補助及び交付金、新型コロナウイルス対策事業者支援補助金。概要の説明では申請者が少なくて減額するということでしたが、一般財源だけ1,005万円減っていますが、補助金関係は異動なかったんでしょうか。これ、臨時交付金を充当するものと思われかもしれませんが、その辺をお聞きしたい。

それからあと、ちょっと私、忘れたんだかどうか分からないんですけども、新型コロナウイルス対策事業者支援補助金というのはどのような中身だったか、もう一度ご説明願いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、我妻悌君。

○企画商工課長（我妻 悌君） お答えいたします。

新型コロナウイルス対策事業者支援補助金につきましては、国の臨時交付金を活用した事業となっております。そのほかにも一般財源を追加して実施した事業となっております。今回の補正予算におきまして、約1,000万円の減となっておりますが、この部分については一般財源を減するものでありまして、臨時交付金については全て使い切りとなっております。

以上です。

〔「事業者支援は」の声あり〕

○企画商工課長（我妻 悌君） すみませんでした。新型コロナウイルス対策事業者支援補助金の概要ですけれども、こちらにつきましては新型コロナウイルスの影響に加え、エネルギー価格高騰により事業運営に影響を受けている事業者に対し、支援金を交付したものとなっております。

交付額につきましては、従業員数により5段階となっております。事業主のみの場合が5万円、従業員が1人から5人の場合が10万円、6人から20人が20万円、21人から50人が30万円、51人以上が50万円となっております。

実績につきましては、事業主のみが120件で600万円、従業員が1人から5人が47件で470万円、6人から20人が30件で600万円、21人から50人が7件で210万円、51人以上が6件で300万円、合計が210件で2,180万円となっております。

以上がこの事業の概要となっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4番、会田哲男君。

○4番（会田哲男君） 分かりました。臨時交付金を充てて、プラス一般財源で当初予算が3,200万ですね。これに対して今回のやつ1,005万、これは一般財源で充てた分だからこの分は減額すると。臨時交付金だけで間に合ったというような形ですね。と私は思ったんですが、そのとおりだと思います。

私は思うんですが、この説明、言いたくないんですけども、新型コロナウイルス対策事業者支援補助金、予算計上したときにはエネルギー価格高騰対策事業者支援事業でしたよね。私、いろいろ予算書をひっくり回してみたんですが、この事業に当たるやつがなかったものですから、私あえて今回聞きました。これ、できれば当初予算に計上したやつと今後も同じ名前で、減額するんだったらやっていっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） まず1点目ですけれども、10ページの歳入のところ、子育て世帯への臨時交付金、大体予算の1割ぐらいが残ったということなんですけれども、これは見込んだ数が多過ぎたということなのか、それとも対象者はいたんだけど、辞退者があったということなのか伺いたいというふうに思います。

それから2点目として、やっぱり歳入の11ページ、ネットオークション。これは大変いい仕事をしたなというふうに思います。以前8番議員さんからも同様の趣旨のお話がありましたけれども、私も本当に、お金を払って古くなったものを捨てるというよりは、ネットオークションにかけて売れるものは売る、思った以上に高く売れたということで、本当にいい仕事をしてくれたなというふうに思います。これはぜひ今後も続けていただきたいというふうに思うし、あとネットオークションにかける品物の種類、これも自動車だけじゃなくていろんなもの、可能であればそうやって売れるものは売って、町の収入にしていきたいなというふうに思います。

それから、町民の方から声があったんですけども、このネットオークションに関しては全然分からなかった。たしか車が一番安い乗用車で、乗用車というか軽自動車ですか、1万円で売れたのがあったんですけれども、1万円だったら俺が買ったという人もあったので、ネットオークションにかけるという情報をネットに

上げるだけではなくて、広報あさかわなんかに載っけて町民の皆さんも分かって参加できるような、そういう形にしてもらえたらなというふうに思うんですけども、考えを伺いたいと思います。

それから3点目として、地域おこし協力隊の募集をしたんだけど、応募は今年もなくて予算を落とすと。こういう措置が今度の専決でなされました。新年度、これまでの教訓を踏まえて、この地域おこし協力隊を募集するためにどういうふうな新たな取組をされているのか、伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） それでは、お答えいたします。

まず、最初の10ページの電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援事業費補助金230万円の減ですが、こちらは当初500世帯を見込んでおりました。実際、給付したのが、対象者精査をして給付したのが454世帯ということで、5万円給付なので46世帯分ですか。5万円掛ける46世帯分の230万を減額したところです。

以上です。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、2点目についてご答弁させていただきます。

ネットオークションの件ですが、昨年度につきましては提案理由の説明のとおりだったんですけども、今年度も継続で使っていない車両がございます。そちらを今、手続は踏んでございます。昨年度は初めてだったものですから、いろいろ手落ちの部分もあるかと思うんですけども、私の記憶が正しければなんですけれども、このネットオークション、当然ネットのほうでも周知してはいますが、広報あさかわで周知したような気がするんです。

ですので、ちょっと私も定かではないんですけども、何かそのような気がするものですから、改めてこのような場を、オークションをやる場合には当然、町民の方にも周知しますし、あと全国的にネットのほうで周知しながら、なるだけ高い金額で買っていただきたいと思っております。今後、備品の必要でなくなったものとか、そういうのも視野に入れて実施する予定はしております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、我妻悌君。

○企画商工課長（我妻 悌君） 3点目についてお答えいたします。

令和5年度の地域おこし協力隊の募集方法になりますが、今回の補正予算でも計上させていただいておりますが、地域おこし協力隊や移住希望者の相談会等に積極的に参加しまして、浅川町をPRしていき、地域おこし協力隊の採用につなげていきたいと考えております。

なお、今年度の相談会の第1弾としまして、当初予算分で今週末6月18日、日曜日に、石川郡5町村合同で東京のふるさと回帰支援センターにおいて、地域おこし協力隊合同募集セミナーと個別移住相談会に参加予定となっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 1点目ですけども、ちょっと確認なんですけれども、見込みよりも対象が少なかったということで、辞退があったというわけではないということですか。確認したいと思います。

2点目ですけれども、広報で見て、そして高齢者の方がネットオークションに参加するというのは至難の業だと思うんですね。ですから、町に直接言ってもらえれば町のほうでネットに上げる手続、そういうのを代わりにやってくれるような、そういうのがあるといいなというふうに思うんですけれども、どうでしょうか。

3点目は分かりました。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） 1点目ですけれども、最初500世帯ということで多めに見込んでいた部分です。辞退した方は数名程度おりますが、99%の方には支給できたというところです。

以上です。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、2点目について答弁させていただきます。

今ほどの件につきましては、担当総務課になっておりますので、よく課内でもんでみたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかによろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 2点ほどお伺いいたします。

11ページの中段、宝くじ交付金58万3,000円が交付されております。使い道などはどのようになさるのか。

続きまして、14ページの下段のほうですね。森林環境譲与税基金積立金46万2,000円。基金総額を教えてください。

以上2点です。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） お答えいたします。

1点目につきましては、11ページ、雑入の宝くじ交付金58万3,000円につきましては、こちらは基本は一般財源に充てております。主に企画関係の歳出項目に充てております。

あと、2点目の森林環境譲与税、金額積立額ですが、約500万弱となっております。先ほど答弁したとおり、今後も定期的に城山の伐採、こちらに重点的に事業を進めていくつもりをしております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 分かりました。

私の記憶であれば、宝くじ交付金というのは何か団体のほう、スポーツ少年団とかそういう地域活動をやっている団体さんとかに行くものなのかなという考えがあったものですから、質問したわけでございます。そうすると、この一般財源のほうに繰り入れるということは、町で判断をして何かに使い道を考えるということによってよろしいのか、再度お願いします。

あと、森林環境譲与税の基金の積立が500万円弱あるということ、初めて分かりました。ぜひとも城山を引き続き、よい環境になるように、城山で散策をしたり健康増進に使えればいいなと思います。引き続き、取り組んでいただきたいなと思います。

じゃ1点だけ、その宝くじのほうだけお願いします。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） お答えいたします。

1点目の宝くじ交付金につきましては、実績でいきますと令和4年度は180万円ほど入っております。こちらにつきましては、国の配分の均等割と、あと人口割、そのような計算方式で昨年度につきましては180万円入っております。

この使い道なんです、先ほど私が答弁したとおりなんです、議員さんがおっしゃる例えば集会所の建築、青年会のやぐらの購入とか太鼓の購入、こちらはまた別事業のメニューでありまして、そちらは申請が宝くじ助成事業という名称のものでありまして、そちらは申請があった時点で宝くじ協会のほうに申請を出すということなので、こちらとはまた別な意味となっております。

なお、今後町内の集会所、建築が行政区から出ておりますが、そちらを宝くじ助成事業で進める予定はしてあります。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 2点ほど質問しようかと思ったんですけども、1つは今、同僚議員のほうも質問しましたのであれなんです、いわゆる地域おこし隊ですけれども、以前の一般質問時も私、何回か言わせていただいているんですけども、今回、先ほどの答弁のほうで石川郡内の合同でやるということで、6月18日ですか。実施されるということなので、ぜひともその際に特徴のあるパンフレット等をつくって、ぜひともやっていただきたいなということと、それから、これだけ何年も応募者ゼロという形の中で、何か反省点は重々あると思いますし、一番失敗しやすいのが、パンフレットでも文字だけで中身がないというような形。

それから勤務時間も、いわゆる通常の勤務時間の中でやってもらいたいというような形の固定観念にとらわれがちなところがありますので、ぜひともそういうのをランダムに、いわゆるオフィス勤務の定時間ここにいなきゃならないみたいなやり方では、全然人は集まらないと思いますので、いろいろな、今デジタル関係もありますので、そういったものを利用しながら、ぜひともいいものをつくっていただきたいなというふうに思います。これは回答は結構です。

それで、先ほどこれも同僚議員からも今、質問があった森林環境譲与税の積立金500万あるということで、こちらのほうを質問しようと思ったんですが、今、使い道として城山の整備ということなんです、今の時点ではこの城山の整備以外は考えていないということですのでよろしいでしょうか。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） 協力隊につきましては、なお担当課長と詰めてよりよい人選をしたいと思っております。

2点目の森林環境譲与税の件なんですけれども、私も農政課長をやっていたからなんですけれども、まずは城山だったんですけども、あともう一つは、町内で長年懸案事項になっている国県道の町道の日陰解消。冬場、凍結になって難所になっているところが何か所かあるんですけども、そういうところにも重点を置いて

伐採をやったらいかがなものかとは思っております。まずはですけども、城山を考えておりました。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 分かりました。

結構使い道が限定されているようで限定されていないというのが、この森林環境譲与税じゃないかなと思っています。

特に今、中学校建設が行われているということで、木材を利用したところの備品購入なんかにはこれが使えるんですね。ですから、整備なんかでもハード面とソフト面、それから人的なところ、それからそういった備品関係、木材の利用とか、そういったものまで結構幅広く使われている。そういうところまで考えないと、整備だけでは多分に使い切れません。そこまでの間が回ってこないということになりますので、ぜひともそういった木材利用等の、建設時に、それは小学校でもそうなんですけれども、備品購入時の木材利用すればそれに該当しますので、多分。

これは詳細についてはちょっと私も分かりかねるところがありますが、多分該当するんだろうなというふうに思いますので、全国的な取組も今、取組数が相当数出ています。各地方公共団体でいろんなことに利用していますよということで、それは出ていますので、ぜひともそういったものに利用していただきたいなど。

ただし、森林関係で整備その他で6割ぐらいは使われているということは申し添えておきますけれども、それ以外の4割ぐらいは、全国的に4割ぐらいはそういったものに使っている。逆に言うと、神奈川県だと東京都あたりは、それ以外に使い道がないと、山がないということで、特に横浜市なんか大変なことになっているのを聞き及んでいますので、そうすると何に使うかといったらば、そういった学校整備だとか何かになっちゃいますので、必然的にそっちのほうに金がいっぱい流れているということになりますから、ぜひとも浅川町も幅広く考えていただきたいなというふうに思っていますので、よろしくお願ひします。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） お答えいたします。

議員さんのほうからのご提案ございましたが、町としましては先ほど私、答弁したことなんですけれども、改めて担当課と話を煮詰めまして、有効に使っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） ぜひお願ひしたいというところです。

森林環境税については来年度、令和6年度からの徴収ということになって、その辺のところでも町民の皆さんも意識せざるを得なくなってくると。じゃ、どういうところに使われるんだというのが、今度は注目される点だと思いますので、これは人に対しても使えますので、ぜひともその辺を幅広く物事を考えていただきたいなというふうに思っていますので、よろしくお願ひします。結構です、回答。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 森林環境税の問題、総務課長も答弁ありましたけれども、いわゆる道路の日陰になる、

冬になると危険な、凍って危険だというふうなことも、これ私、本当にそういう意味ではそういうところにも使えるのであればぜひ使ってほしいなど。というのは、やっぱり、杉とか雑木も含めてですけれども、あるいは竹も、所有者が切るのが原則なんでしょうけれども、例えば杉なんかはもう切るのにお金が、自分で切れないとすればお金がいっぱいかかっちゃうんですよね。そしてその木も売れない。こういう状況で竹なんかは毎年毎年苦勞するという、そういう状況も出てきておりますので、どうぞこの森林環境の基金なんかも利用してそういうところを解消する。こういうものにもぜひ活用してほしいと、要望しておきたいと思います。

それからもう一つは、14ページの農業振興費のいわゆる負担金、補助及び交付金、18節のアスパラガス振興対策事業補助金が4万円減っておる。それから、担い手育成事業が169万2,000円。これは実績に基づいているんだということだと思わなければならない、アスパラガス、この2つ、その内容、なぜ今アスパラガスの振興というふうなことも、いろいろ農業者の中でも話が出ています。JAでも取り組んでいます。

それから、担い手の育成事業についてはもっと活用すべき、そういうものがあつたのではないかというふう思うんですが、その点をお伺いしておきたい。

○議長（水野秀一君） 農政課長、坂本克幸君。

○農政課長（坂本克幸君） それでは、お答えいたします。

まず、アスパラガス振興対策事業補助金につきましては、当初予算で4万円ほど計上させていただきました。実績がありませんでしたので、4万円全て専決で落としております。中身につきましては、アスパラの苗の更新の際の補助金ということで予算のほうを取っておりますが、こちら長年、毎年計上しておりましたが申請がございませんので、令和5年度、現年度につきましては予算のほうは計上しておりません。

続きまして、農業担い手育成支援事業補助金、こちらですが、実績としましては12件ございました。こちら、認定農業者等の農機具や施設等の購入の際の補助金でございまして、昨年度、令和4年度までは100万円以上の機械等を購入した場合には対象経費の10分の1、50万円を上限に交付、補助するというものになっております。これは申請に基づいて出しておりますので、実績としまして12件ということで、残った部分は落とさせていただきます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） 1点目の件につきまして答弁させていただきます。

先ほども私、申し上げましたとおり、城山が第一には考えておりますが、長年、冬場難所になっている国県町道、こちらの解消対策事業としても視野には入れております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第2、承認第3号 専決処分の報告及びその承認について（令和4年度浅川町一般会計補正予算（第9号））を起立によって採決します。

お諮りします。本件は承認することに賛成の方の起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

---

#### ◎承認第4号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第3、承認第4号 専決処分の報告及びその承認について（令和4年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号））を議題とします。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） この予算に直接関わるものではないんですけれども、町民の方から寄せられた声として、道路の中に下水道を設置するために穴を掘って、下水道の出入口というんですか、丸い蓋がありますよね。あの周辺がかなりへこんでいて、下がっていて、それで道路が凸凹になっている状況が各地に見られます。特に浅川駅の西側の町道の部分のカーブの辺りはひどい状況で、子細に見ると結構あちこちあるんですよ。一旦掘ったところなので、沈んでしまったのはしょうがないんですけれども、これの補修について町の考えを伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

下水道工事施工に伴いまして、特にマンホール付近でありましたり、それから管渠の上の部分ですね。地震等、余震等によりまして毎年、数か所そういったところが見られまして、ひどくなったところにつきましては適時修繕しているところではありますけれども、再度、道路パトロールなど強化しまして、早急にそういったところの場所の把握に努めて、順次ひどいところから修繕してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第3、承認第4号 専決処分の報告及びその承認について（令和4年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号））を起立によって採決します。

お諮りします。本件は承認することに賛成の方の起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、承認第4号は承認することに決定しました。

---

#### ◎承認第5号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第4、承認第5号 専決処分報告及びその承認について（令和5年度浅川町一般会計補正予算（第1号））を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、会田哲男君。

○4番（会田哲男君） 5ページの3款2項7目の18節負担金、補助及び交付金、説明では150万の予算計上になっておりますけれども、22人には6月2日に振り込みすると。15世帯ですね、22人。あと残りの残のまだ振り込みをやっていないというのは、申請がなかったのか、そういうふうな申請が必要とか、そういうふうなことなんでしょうか。そこを1点お伺いしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） お答えいたします。

この30人掛ける5万というのは、見込みで30人という予算を取りました。実際、既に確定しているのは22名というところで、あとの残りについては家計急変の分とか、あと新たに令和5年度に非課税になった世帯の分も含んでいますので、残りはそういう部分について申請があれば使っていくということでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

4番、会田哲男君。

○4番（会田哲男君） 分かりました。

確認になりますが、家計急変とかの関係で今年の所得を比較した、去年の所得ですか、ちょっと私そこところ詳しく分からないんですが、それに該当する方は申請していただいて、それに基づいて給付するというような形になるわけですね。分かりました。

○議長（水野秀一君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。

1番、富永勉君。

○1番（富永 勉君） 5ページ、4款1項4目予防費の今回の令和5年度ワクチン接種の内容について、ちょっとお聞きしたいんですけども、今回は対象年齢65歳以上高齢者と基礎疾患者というところになっておりますけれども、この基礎疾患者への対応ということでは、今まで集団接種において優先制はなかったんですけども、我が町にはですけども、今回はどのように基礎疾患者の接種対応をするのか、ちょっとお聞きしたい

と思います。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） 基礎疾患に関しましては、以前からも優先順位というところで対象にはなっていたところです。今回は回覧を回しまして、基礎疾患者に該当する方は連絡をいただき、接種券を郵送しますということで対応させていただきました。こちらとしては一応50人程度を見込んでおりまして、今回そこまでは申込みはなかったのかなというところなんですけれども、今回、今週の15、16、17というところで3日間をかけて高齢者約2,000人、基礎疾患者約50人、あと医療従事者、介護従事者100人程度、2,200人程度を見込んで実施するところです。

以上です。

○議長（水野秀一君） 1番、富永勉君。

○1番（富永 勉君） 分かりました。

そうしますと、あくまでも基礎疾患者は個人接種ということで、受たい人は受けるというところで対応していくということですね。分かりました。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 私もこのワクチンのことでお聞きしたいんですけども、該当する年齢なり、該当する人なんだけれども、1度もやっていないという人なんか何人か私、聞いたんです。私は1回もやらないんだと。あれはやっぱり害があるというような、そういう信念というのか、そういうものでやらないんだという人がいるようですけども、そういう人に対しては特別、これは希望者ですから、絶対やらないという本人の申出であれば、それはやれないんだと思うんですけども、どのような話合いというんですか、指導なんかはしておるんですか。

そして、そういう方はおよそ、もう5回目ですけども、何人ぐらいいらっしゃるんですかということが1つと、それからもう一つは副作用ですね。これについてはもう医者にかかったと。あるいは何日か会社も休んだと。こういうふうなことなんかはつかんでいらっしゃるんですか。その副作用で実害が出たというような、そういうような数字ですか。お伺いします。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） 答えいたします。

1点目の、1回も受けていない方というところですけども、うちのほうでも再三勧奨は初回、2回、3回目あたりのときにはもう何回も勧奨はしておりますけれども、それでもやられない方というのは一定数おります。大体なんですけれども、200人前後、100人から200人の間だとは思いますが、受けられない方もおります。今回の接種に関しては2回以上受けた方が対象ですので、1回もやっていない方は対象外ということになってございます。

あと、2点目の副反応の件ですが、これも以前からお話あったんですけども、具合が悪いときには保健センターに連絡いただければ、それなりにアドバイスというか、こういうふうにしたほうがいいですよとか、相談には乗ってございますので、何件かというのは、注射をやるたびに10件前後の相談はあるのかと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） いわゆる、1回もやらないという人ね。そういう人はコロナにもかかっていないし、あれなんだと思うんですけども、そういう方にどういう話を保健センターというか介護センターというか、そういう話をしたり、理解を得るためのそういう努力をしているのか。その辺はどうなんでしょうか。そういう方についてお伺いしたいと思います。

それから、副作用は何件かは、出ていると思うんですけどもということで、それなりに対応しているんだということなんですけれども、入院したり重かったというような、そういう方は今まではいなかったんですか。

以上です。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） 答えいたします。

1点目ですけれども、1回もやられていない方というのは、言っても、なかなか受けてくれなかった方なので、強制ではないというところで、勧奨はし続けましたけれども、結果的には1回も受けていないというところでございます。

2点目の、入院してひどい方がいたのかということで、以前にもお答えしたかと思っておりますけれども、健康被害のほうがあると国のほうに申請する制度がございます。そちらには1件、過去に申請した経過がございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第4、承認第5号 専決処分報告及びその承認について（令和5年度浅川町一般会計補正予算（第1号））を起立によって採決します。

お諮りします。本件は承認することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、承認第5号は承認することに決定しました。

---

#### ◎議案第24号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第5、議案第24号 浅川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 改めて、県への納付金が当初予算よりも減った理由はどのようにお考えになっているのか、改めて伺いたいと思います。

それから2点目として、当初予算よりも県への納付金が91万円少なくて済むということになりました。国保税の値上りを抑えるために、町長は500万円を基金から取り崩して減税財源にしたわけでありますけれども、県への納付金がよそよりも少なかった、でもその減税財源の500万円は減らさないでということで、今回トータルして最終的に減税という形になったというふうに思うんですけれども、その辺の判断、県への納付金が減額になったのに国保基金の500万円取崩し、これを維持したというその判断について伺いたいというふうに思います。

それから3点目ですけれども、今回、条例改正によって後期高齢者支援金の最高限度額が20万円から22万円に引き上げられます。これは基本的に、所得の多い人が多く負担するという形になるんだろうというふうには思うんですけれども、大体、どのぐらいの所得があれば該当することになるのか、モデルがあれば伺いたいというふうに思います。今回のこの最高限度額の引上げによって影響を受ける世帯というのは、新たに何世帯ぐらい出てくる見込みなのか、伺いたいというふうに思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私としては、いい判断だったかなとは思っております。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） 1点目の納付金の関係ですけれども、こちらは資料のほうでも説明したとおりなんですけれども、まず給付費が、医療にかからなかったというのが一番大きくて、2年度、3年度分の医療費から今回の納付金というのは算定されましたので、令和2年度というのが一番、今見ると医療費が落ち込んでいた、コロナで受診控えがあったという年でもありましたので、それが算定年度に引かかっているところが一番の要因かと思えます。

あと、資料説明でもあったとおり、被保険者数の減少とか、所得が減ったとか、あとは社会保険が拡大されてそちらに移ったという方も多くおられますので、そういったもろもろの要件が減額になってきたというものと考えられております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 突然の質問で答弁に若干時間がかかるようなので、再質問を先にさせていただきますね。

2点目の町長の認識、県への納付金が91万円減ったんだけど、減税財源の500万円投入をそのままにした。これはいい判断だったというふうなお話だったんですけれども、どういう状況からいい判断だったというふうにお考えになったのか。そこを私は聞きたいんですよ。やっぱりいろいろ諸物価が、私が答弁しているような形になるんですけれども、諸物価が上がって大変だったから、だから国保税は引き下がるように努めたんだと、こういうようなことなんでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今の9番議員さんが、申し訳ありませんが、そのとおりだと思っております。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） お答えします。

3点目ですか、後期高齢の分ですけれども、ちょっと私のほうから世帯数だけでも、10世帯程度でございます。所得は恐らく730万だか、そこらがそのラインだったかなと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） この730万円というのは、所得で730万円ですか。収入じゃなくて。収入と所得では、かなり違ってくるので。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） すみません、お答えいたします。

後ほど、ご回答いたします。すみません、よろしく願います。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） これ、この議案の賛否に直接関わるようなことではないので、後ほどで、調べてお答えいただければ結構です。

○議長（水野秀一君） では、後ほど答弁させます。

ほかに質疑ありませんか。

5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） ただいまの中身ですね。その金額云々の中身も大事なんです、私なんかはちょっとあれなんですけれども、被保険者数と世帯数の推移ということで、令和2年度から5年度、ここに表示されています。

特に医療後期の件ですね。そちらのほうだと、当初1.8ぐらいから4%弱ぐらいの減少で済んでいたと思うんですが、令和5年度、特に14%ぐらい減少していると、前年度対比でしているという状況の中で、一般質問時の質問のときも、同僚議員からの質問でその辺の議論は、なされていたと思うんですけれども、その中に令和11年度の県保険料水準の統一という問題がありまして、その間に、その間の推移もそうなんですけれども、令和11年度ぐらいには、この辺の被保険者数というのはどのぐらいの減り、増えることはあるかなと思うんですが、どのぐらいの人数を予定して推移等を見積もっているのでしょうか。もしそういった予定といたしますか、そういった推移を計算しているのであれば、もし分かるのであれば、お教え願いたいなというふうに思っています。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） お答えいたします。

令和11年度に統一になるというところで県が示しているんですけれども、そこまでのシミュレーションは実際のところ行っていません。この減少幅をずっと見ていくと、大体1,000人は間違いなく切る人数になってくるのかなと見込んでいるところです。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 今、シミュレーション、11年度ぐらいまではしていないということなんですが、大体こういった国民健康保険税を考えると、何年先ぐらいまでシミュレーションしているものなんでしょうか。当然、次年度、2年、3年ぐらいはしているんだろうと思うんですが、その辺のところをちょっと教えてもらえればと思うんですけども。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） 何年先というところなんですけれども、毎年の算定期間に算定するという作業しか今のところやっていませんので、なかなか先のことは見えていないという状況で、5月のときに被保険者対象者を洗い出して保険料の算定にその数字、世帯数と人口、加入者数ですか。そちらを使っているというところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） それだけ事務量も多いということだし、せっぱ詰まっているというところもあるのかと思うんですが、ただ、その基金の繰入額だとか、それでどれだけ持ち出しするんだとか、それから年度内でのぐらいの残額が残っているんだとか、そういうものがもし別にそれが重要な役目をするんだとすれば、そういったシミュレーションは非常に大事なことだと思いますので、空いている時間と申しますか、そういうのはなかなかないと思うんですが、なるだけ2年、3年後ぐらいまでは、ある程度のシミュレーションをしていただかないと多分、方向性とか、その算定期間に、こんなふうになっちゃったということがままあろうかと思っておりますので、ぜひとも、事務量が多いしコロナのこともいろいろありましたので、そういったこともあろうかとは思いますが、今後についてはそのようなことのシミュレーションというのも非常に大切だと思いますので、ぜひお願いしたいなというふうに思っています。よろしく申し上げます。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第5、議案第24号 浅川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第6、議案第25号 令和5年度浅川町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 4つほどお願いしたい。

1つは、6ページの農業振興費の18節で新規就農者確保緊急対策事業あるいは初期投資促進事業ということで、合わせて675万ですか、そういう金額が計上されております。これは仄聞いたしますと、新規就農等、この補助をもらって、山白石地域で畜産の繁殖ですね。そういう事業を起こすという、そういうことだというふうに仄聞しておるんですけども、その辺の状況もご説明をいただきたいと思います。

それから2つ目は、商品券の発行事業の委託料で3,500万、町民1人5,000円ということで、秋から年末にかけて交付することができるだろうというふうに言われましたが、年末までなどと言わないで、こういうやっぱり町民に1人5,000円の商品券を発行して出すというようなことなんかは、もう集中的に町の職員を、ほかの課の職員なんかも借りていち早く、年末と言わずに秋には一斉に、一斉にというか、全て完了すると。こういうふうなことで私はやるべきだろうというふうに思うんです。そのことが2つ目です。

3つ目には、その下の、下というか7ページの、埋蔵文化財の試掘調査、大名大塚地内ということで振興財団が云々ということですが、これは具体的にどういうことの試掘なんですか。あの辺では、バイパスをやる際に剣まで出て、いろいろ高校生なんかアルバイトで募集して埋蔵文化財調査をやりました。そういうものとの関係はないんでしょうけれども、これはどういうことなのか、その内容ですね。お願いしたいと思います。そして場所はどこなのかと、大名大塚地内のどこか。

それから4つ目には、指定文化財ということでヒイラギのことが出ています。この浅川町では緑の文化財というか、そういう大木やあるいは歴史的にも、あるいは珍しい木、あるいはなくてはならない、そういう旧跡にある古木、こういうものの指定をしていないのかなというふうに思うんですけども、県では前には簗輪の、あれはアスナロですか、そういうのも指定になっておりましたけれども、老木になって、今は枯れて伐採してありますけれども、町でもやはりそういう文化財級の指定を積極的にして、やっぱり守っていくということも大事ではないのかなというふうに思うんですが、お伺いします。

○議長（水野秀一君） 農政課長、坂本克幸君。

○農政課長（坂本克幸君） それでは、お答えいたします。

6款1項3目農業振興費の補助金についてですが、こちら議会初日にも総務課長のほうよりご説明がありましたとおり、新規認定就農者のための補助金でございます。経営開始資金のほうが112万5,000円、これは新たに新規就農した方に対する補助金となります。その下、初期投資促進事業562万5,000円、こちらにつきましては以前、先日もご説明いたしましたとおり、牛舎の建築に対する補助金、就農の際の初期投資の補助金となります。こちら限度額が750万円です。国のほうから2分の1、県のほうで4分の1、本人が4分の1の負担となっております。

この方、新規就農の方ですが、夫婦1組でありまして、父親から米と畜産のほうを引き継ぎまして、畜産のほうを拡大すると。新たにそれにプラスして果樹のほうをやるということで計画のほうを出されております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、我妻悌君。

○企画商工課長（我妻 悌君） 商工振興費の商品券の配布につきましては、9月に配付できるよう作業を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 教育課長、高野喜寛君。

○教育課長（高野喜寛君） 3点目、4点目についてお答えいたします。

まず3点目、埋蔵文化財の関係なんですけど、こちらのほうにつきましても総務課長が説明したとおりでございまして、この役場の前の通りから国道118号まで抜ける新しい道路ですね。そちらの沿線にあります大名大塚背戸谷地線の沿線にあります、東大畑大名大塚地内の埋蔵文化財の包蔵地になっている箇所が開発事業者からの埋蔵文化財に係る照会がありまして、こちらの埋蔵文化財については、新町遺跡という形の埋蔵文化財の指定地域になっているということもありまして、当時この大名大塚背戸谷地線の道路改良工事の計画の段階において、平成26年にもその計画に伴った試掘調査を一度しているところでございます。

その試掘の際に、トレンチといまして箱堀なんですけれども、そういった形で試掘を5か所やりまして、その中で1点ほど、縄文土器とみられる碎片が出土されたという経過がございます。そういったこともありまして、調査区域による保存までの必要はないけれども、工事などを実施するに当たっては慎重に行う必要があるという形で、当時も県の文化財振興財団の方といろいろと協議した結果の調査報告がまとまっている状況でございます。

具体的な場所を申し上げますと、118のローソンさんの、こちらから行くと手前という形になりますね。118号線からいきますと西側になります。ローソンさんの西側という形になります。そちらのところの開発に伴う試掘調査という形になるものでございます。

もう1点、4点目の指定文化財関係なんですけど、こちらのほう、町の指定文化財につきましては、現在14件登録されてございます。有形文化財が7件、無形民俗文化財が6件、天然記念物が1件ということで、この1件が先ほどのヒイラギという形になってきております。この文化財の指定関係につきましては、文化財保護審議会という組織がございますので、その委員の皆さんといろいろと相談をしながら適宜、進めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 分かりました。

1つ目の、いわゆる初期投資促進事業と、これで本人負担も4分の1あるということではありますが、この補助金の金額の中では、規模としてはどのぐらいが該当になっているんですか。例えば牛小屋だったら何平米とか、あるいは飼育頭数にすれば何頭とかという、そういう制限というんですか、枠というんですかね。そう

いうものはあるんですか。

そういうことが1つと、それから2つ目には、3つ目の文化財のことなんですけれども、これは大名大塚地内、あの地域のどの辺までが、私、分からないんですけれども、指定区域がここからここまでというふうに決まっているのかなと思うんですけれども、その辺はどうなんですか。例えば大名大塚地内全部ではないんでしょうけれども、そういう沿線とかバイパスの沿線とか、あの地域というふうに指定区域はどうなっておるのか。同時に、やっぱりこれは住宅なんかも建てる場合に、必ずそういう試掘、その地域にはやるようになるのであるか。その辺のことをお伺いしたいと思います。

そして審査委員会が、文化財の委員会があるということで、そういうところでも協議して、この緑の文化財の指定なんかも今後その中で決まっていくのでという答弁でした。ぜひ積極的にやっぱりそういう指定をして、指定をしたからすぐに補助金をよこせなんていう、そういう人は少ないと思いますので、指定をして、そしてやっぱり町民の方にも見てもらって自然を守っていく、いにしえを知る、守っていくというような、そういうことが大事かと思うんですが、積極的に指定すべきだと思っておりますが、再度お伺いします。

○議長（水野秀一君） 農政課長、坂本克幸君。

○農政課長（坂本克幸君） ご質問ありました初期投資促進事業、こちらですが、青年等就農計画等のもろもろの将来に対する計画等を出していただいて、それが認定されて新規就農者となった方に対するの補助金となります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 教育課長、高野喜寛君。

○教育課長（高野喜寛君） お答えいたします。

2点目、3点目の件ですが、地区につきましては、なかなか言葉で言うのは難しいんですけれども、118号の、先ほど申し上げましたローソンさんから西側の、旧118のちょっと手前から商工会さん側のほうまでの北側ですね。金田地内、その辺までが大まかな新町遺跡の区域という形になってございます。

なお、住宅等を建てる場合につきましても、埋蔵文化財関係の包蔵地の確認作業をこちらのほうの届出なんかも、届出といいますか、確認の問合せなんかもいただいておりますので、そういったところで確認をまずしていただいた上で、包蔵地になっているか、なっていないか、そういったところから住宅の建築等を進めていただくような形の流れになっていくかと思っております。

それから、文化財の指定関係につきましても、先ほど申し上げましたとおり文化財審議会がございますので、そちらのほうと協議した上で、いろいろと進めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） いわゆる計画を策定して、その計画に基づいて申請している。私はそれはそうだと思うんです。ただ私が聞きたいのは、これだけの補助金をもらって、もらうというか補助金の事業としてやる、そのものとしては、その計画の規模が、例えば先ほど私、一つの例として畜産の、繁殖牛のそういう事業を起すんだということであれば、規模としてはどういうふうになるのかということをお伺いしたわけでありまして、その辺を、これだけの補助金を出すわけですから、それなりの計画、その内容ですね。概略で結構であり

ます。どの程度の規模のものが該当するのかということでもあります。

それから、大名大塚の件であります、それは指定区域の地図というのはもうできているんですね。そうですか、分かりました。

そうすると、住宅を建てたい、あるいは店舗を開きたいというような、何か建物を建てたりそこを利用するという事になれば、これは確認申請、そういうものの中で県のほうに出すんですか。それは確認申請の中で条件としてそういうものがあるので、出すようになると思うんですけども、その場合に、出して何日ぐらいで許可になるんですか。こういう指定になると、非常に時間がかかって大変なんだというようなことがあるようではありますが、お伺いします。

○議長（水野秀一君） 農政課長、坂本克幸君。

○農政課長（坂本克幸君） お答えいたします。

青年等就農計画の中で様々な項目がありまして、その中で全てを総合的に勘案してその計画を認定するかということになりますので、一つ一つ細かい基準等がございますが、ちょっと今……

〔「数字言ったほうがいい」の声あり〕

○農政課長（坂本克幸君） 申し訳ございませんが、前農政課長であります総務課長のほうがちょっと詳しいもので、そちらから答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、農政課長の補足答弁をさせていただきます。

今ほどの新規就農につきましては、昨年度、先ほど言いました山白石の30代の男性の方から相談がありまして、今は仕事をやっているけれども、仕事を辞めて父親の経営移譲で新規で就農したいと。併せまして奥さんも一緒にやりたいと、そういうことで夫婦型で申請の補助をしたわけです。

経営規模なんです、今現在、水稻を約1ヘクタール、繁殖牛を約20頭やっている。あとデントコーンも3反歩程度作っているわけなんですけれども、これを牛舎が手狭なものですから、牛舎を改めて西今田地内に建築します。繁殖牛20頭のところを親牛40頭まで増やす予定はしております。これは経営の申請のほうにも出してあります。

新たに畑作ということで、ヘーゼルナッツというナッツがあります。これは世界三大ナッツの一つなんです、国内では長野県や山形県で若干作っているんですが、浅川町として新規の特産物にも視野を入れていたんですが、このヘーゼルナッツを約1,000平米、1反歩、苗を今年植えまして、四、五年はかかるんですけども、こちらもうやりたいということで、経営の中にメニューに入っております。今年の秋を目安に新規就農をスタートする予定になっておりますし、牛舎の建築もその頃には竣工となる予定となっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

教育課長、高野喜寛君。

○教育課長（高野喜寛君） お答えいたします。

先ほどの区域につきましては、それぞれ埋蔵文化財包蔵地の地図が担当課教育課の公民館のほう、社会教育係のほうで所有しておりますので、何かそういった案件がございましたらば、こちらのほうに問合せをしてい

ただければお答えできますので、その際はよろしくお願ひしたいと思います。

それからもう一点、建物を建てる中での建築確認申請云々というお話がございましたけれども、建築確認申請とはまた別でございまして、文化財保護法に基づく内容になってございます。埋蔵文化財関係の包蔵地、そういうところの指定になっている箇所を発掘しようとする場合には、60日前にそういった届出が必要であると。条件によっては30日前という形の条件もございまして、なお、そういった案件がございましたらば、教育課の社会教育係、公民館内のほうに問合せをしていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 分かりました。

文化財のことでもう一つ、簡単なことですが、そういうふうな例えば私の場合には、かなりさびた剣というんですか、そういうのなんかも出たり縄文の土器も出たりしたんですね。その後、その品物は一体どこにあるんですか。私、県の博物館か何かにあるだろうというふうな、誰かに聞いたような気がするんですけども、浅川町でそういうものが出た場合、保管をするのはどこなのか。

そしてそれは、例えば博物館であれば、博物館に行けばそれが見られるということになるんでしょうけれども、町としては保管したり、これからはやっぱりきちっと写真を撮って、そういう出たものが、こういうものが出たんだということで、公民館あたりでも分かるようにしておく必要があると思うんですが、その辺の出たものはどこにあつて、自由に見られるのか。浅川町では、大名大塚地内ではどんなものが出たのかということが今、分かればね。これも突如な話ですから。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、代わりに私のほうで答弁させていただきます。

今から30年以上前ですね。箕輪の国道バイパスが開通、そのときの工事でも出土品が多数出ております。大事なものにつきましては、県立博物館で保管してございます。若松にあります鶴ヶ城のそばにあります県立博物館で、大事なものは保管してあります。定期的はこちらに連絡等は来ておりました。

あともう一点、県立博物館で保管していないものにつきましては、歴史民俗資料館のショーケースの中に入っております。土器等ございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○10番（角田 勝君） 分かりました。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 同じような質問なんですけれども、まず5,000円の商品券、これを発行する。頑張つて秋口までにはという話だったんですけども、これ以前にも同じような事業をやつていて、もうほとんど手順は分かっていると思うんですよ。それで以前、商品券をつくつたひな形もあるわけだし、そういうのを考えればできればお盆に使えるように、あと2か月ぐらいなんですけれども、お盆に使えるように、お客様が来たときに豪勢なごちそうできるように、そういうふうになれば町民の人らも、うんと喜ぶんではないかと思うんですけども、それまでの手続がいろいろあつて大変だということであれば、それはしようがないんですけども、その辺の見込みはどうなんですかね。その点、1点伺います。

それからもう一点、やはり埋蔵文化財の包蔵地に関して、包蔵地があるわけなんですけれども、指定された区域が。そこを開発しようとする人が町に照会をかけたならば、町がお金を出して調査をしなければならないということになるんですか。そうしたら、むやみに何か埋蔵文化財の包蔵地に指定するのも考え物かなというふうになってしまうとは思うんですけれども。個人が住宅を建てる場合とかなんかでも照会があれば、これは町が試掘をして調査するんですか。あと、個人が家を建てる場合に、埋蔵文化財包蔵地であっても照会をかけなければ、そのままやっちゃっていいんですか、施主のほうで。何かが出てきたらば、これは町に連絡するということになるんだろうとは思うんですけれども、その辺はどういうふうな仕組みになっているのでしょうか。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、我妻悌君。

○企画商工課長（我妻 悌君） 商品券の配付につきましては、できるだけ早く皆さんの手に届くように作業を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 教育課長、高野喜寛君。

○教育課長（高野喜寛君） お答えいたします。

包蔵地の試掘につきましては、先ほど答弁しましたとおり、以前の試掘の調査の中で碎片が出てきているという調査報告もありましたので、そういった今後の出土の見込みが万が一あるかもしれないという、そういった条件もありましたので、町のほうで今回試掘をするというような形になってございます。

それから、包蔵地と分かっているかいらないか、条件にもよるかと思えますけれども、そういった照会がない状態で建物を建ててしまったと。建物、そういった試掘をせずにやってしまったという形になると、本来であれば文化財に関する届出の義務がございますので、そういったところの本来の手続が必要になってくるということもございますので、先ほど申し上げましたとおり、まず包蔵地であるかないか、そちらのほうの確認をしていただく必要があるのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 2点目のほうなんですけれども、そうすると埋蔵文化財の包蔵地であっても、家を建てたいという人がいて町に連絡する。町のほうでは、この辺だったならば何も出ないだろうなというところは試掘調査はしなくていいと。今回のケースのように、前に出たようなところに近いところは、これは試掘調査をする必要があるなという判断をして、今回予算にのっけて試掘調査をやるんだと、こういうことなんですか。

○議長（水野秀一君） 教育課長、高野喜寛君。

○教育課長（高野喜寛君） お答えいたします。

おただしのおり、以前にそういった経過があるということであれば、町のほうで試掘をした形で対応するような形になりますが、そういった前例がなく、そのまま今までどおりという形の場合であれば、まず届出をしていただいて、例えば基礎工事で掘ったりする場合にも慎重に工事をしていただきながら、何か万が一出てきた場合につきましては、今度、遺失物法というそちらのほうの法律の関係になるんですが、今度は埋蔵文化財に関する届出、遺跡発掘の届出書というものがございますので、そういった届出を出していただくというふうな手続になってきます。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第6、議案第25号 令和5年度浅川町一般会計補正予算（第2号）を起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第26号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第7、議案第26号 令和5年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第7、議案第26号 令和5年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

ここで、10時50分まで休憩いたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時50分

○議長（水野秀一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの上野議員の質疑に対する答弁をさせます。

会計管理者兼税務課長、我妻美幸君。

○会計管理者兼税務課長（我妻美幸君） それでは、議案第24号 浅川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての上野議員さんからおただしでございますが、後期高齢者の限度額が20万から22万円になる方については、今年度は大体、先ほど佐川課長からも説明がありましたけれども、10人弱程度となる見込みでございます。

それから、先ほどの75歳以上の730万円と申しました金額につきましては、後期高齢者の限度額についての金額でした。それで大体幾らぐらいということでしたが、大体、所得で1,000万くらいの方が該当してくるのかなと思われまます。それで世帯構成とか、それからその家族の年齢によっても変動してきますので、それぞれ変わってくるものかと思われまます。

以上です。

---

#### ◎同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第8、同意第3号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、固定資産評価審査委員会の委員、松崎清次氏が、令和5年7月21日をもって任期満了となり、引き続き、固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、浅川町大字浅川字荒町40番地、氏名、松崎清次、生年月日、昭和20年8月28日。

同氏は、平成20年7月22日より固定資産評価審査委員会の委員となり、現在に至っております。よろしくご審議いただきたいと思ひます。

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めまます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めまます。

これから日程第8、同意第3号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、同意第3号は同意することに決定しました。

---

◎同意第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第9、同意第4号 農業委員会の委員に占める認定農業者等の要件の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、農業委員会の委員に占める認定農業者を過半数とする要件を緩和し、委員に占める認定農業者及び認定農業者に準ずる者を少なくとも4分の1とすることについて、議会の同意を求めるものであります。よろしくご審議いただきたいと思っております。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（水野秀一君） 補足説明、農政課長、坂本克幸君。

○農政課長（坂本克幸君） それでは、補足説明いたします。

皆様のお手元にお配りしました農政課資料1及び2をご準備いただきたいと思っております。

まず、資料2に記載がありますとおり、農業委員会の委員に占める認定農業者等の要件につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第5項により、原則として認定農業者が過半数を占めることとされております。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第9、同意第4号 農業委員会の委員に占める認定農業者等の要件の変更についてを起立によって採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、同意第4号は同意することに決定しました。

---

◎同意第5号～同意第14号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第10、同意第5号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてから日程第19、同意第14号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてまでを会議規則第37条の規定により一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

日程第10、同意第5号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてから日程第19、同意第14号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてまでの10件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 同意第5号から同意第14号まで一括して提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、いずれも農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めるものであります。

本町の農業委員は、本年7月19日をもって任期満了となるため、本年1月24日から2月24日にかけて募集したところ、定数10名に対し10名の推薦がございました。

その後、4月14日に現農業委員会会長や認定農業者推進協議会の代表者等で構成する候補者評価委員会を開催しました。その席において、法令に規定されております少なくとも4分の1が認定農業者及び認定農業者に準ずる者であることや、中立委員として農業者以外で中立な立場で公正な判断ができる方1名以上を含んでいることなどの確認と候補者の評価を行い、全ての方が適任であるとの意見をいただいたところでございます。

なお、認定農業者になっている委員、非農家である中立委員の区分は、農政課資料1の浅川町農業委員会の委員候補者一覧をご覧ください。

これらを踏まえ、農業委員として、次の方々を適任と考え、任命したくご提案いたしましたので、同意賜りますようお願いいたします。

同意第5号、住所、浅川町大字里白石字宿裏190番地、氏名、富永勉、生年月日、昭和37年7月30日。

同意第6号、住所、浅川町大字中里字古屋敷6番地、氏名、高坂和幸、生年月日、昭和33年8月20日。

同意第7号、住所、浅川町大字東大畑字金田123番地、氏名、白川清一、生年月日、昭和29年11月17日。

同意第8号、住所、浅川町大字染字地獄谷地175番地の1、氏名、鈴木啓、生年月日、昭和35年1月28日。

同意第9号、住所、浅川町大字太田輪字虚空蔵前76番地、氏名、藤田保幸、生年月日、昭和32年2月6日。

同意第10号、住所、浅川町大字滝輪字森下19番地、氏名、酒井秀忠、生年月日、昭和27年11月21日。

同意第11号、住所、浅川町大字大草字平田107番地の33、氏名、須藤孝夫、生年月日、昭和32年9月17日。

同意第12号、住所、浅川町大字浅川字大明塚44番地、氏名、小針充則、生年月日、昭和30年2月1日。

同意第13号、住所、浅川町大字山白石字西今田63番地、氏名、須藤一二、生年月日、昭和29年3月1日。

同意第14号、住所、浅川町大字箕輪字坂ノ前111番地、氏名、兼子泰彦、生年月日、昭和34年5月21日。

以上、10名の方々です。よろしくご審議いただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑、討論、採決に入ります。

日程第10、同意第5号から日程第19、同意第14号までを、1件ごとに質疑、討論、採決を行います。

ここで、地方自治法第117条の規定により、1番、富永勉君の退席を求めます。

〔1番 富永 勉君退席〕

○議長（水野秀一君） 初めに、日程第10、同意第5号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第10、同意第5号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、同意第5号は同意することに決定しました。

1番、富永勉君の復席を求めます。

〔1番 富永 勉君復席〕

○議長（水野秀一君） 1番、富永勉議員に申し上げます。

ただいまの議案に対しまして、同意することに決定しました。

○1番（富永 勉君） 誠にありがとうございます。

○議長（水野秀一君） 日程第11、同意第6号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第11、同意第6号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、同意第6号は同意することに決定しました。

日程第12、同意第7号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第12、同意第7号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、同意第7号は同意することに決定しました。

日程第13、同意第8号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第13、同意第8号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、同意第8号は同意することに決定しました。

日程第14、同意第9号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第14、同意第9号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、同意第9号は同意することに決定しました。

日程第15、同意第10号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第15、同意第10号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、同意第10号は同意することに決定しました。

日程第16、同意第11号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第16、同意第11号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに賛成の方の起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、同意第11号は同意することに決定しました。

日程第17、同意第12号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第17、同意第12号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、同意第12号は同意することに決定しました。

日程第18、同意第13号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第18、同意第13号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、同意第13号は同意することに決定しました。

日程第19、同意第14号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第19、同意第14号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを起立によって

採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに賛成の方の起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、同意第14号は同意することに決定しました。

---

◎同意第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第20、同意第15号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、監査委員の小針藤助氏が去る4月16日に逝去されたことに伴い、後任の監査委員を選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、浅川町大字山白石字橋上沢145番地の1、氏名、岡部まゆみ、生年月日、昭和35年8月3日。

同氏は、福島県立白河女子高等学校を卒業し、昭和55年4月、旧石川町農業協同組合に入職された後、旧あぶくま石川農業協同組合浅川支店金融共済課長、石川支店金融次長を歴任し、現在の夢みなみ農業協同組合本店金融部資金業務課長を歴任し、令和3年3月末に定年退職されました。人格が高潔で財務金融に精通し、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を持ち、責任感が強く誠実な方です。よって、監査委員として適任であります。

よろしくご審議いただきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第20、同意第15号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、同意第15号は同意することに決定しました。

ここで、監査委員の選任につき、同意された岡部まゆみ氏がお見えになっておりますので、ご挨拶をお願いいたしたいと思います。

○監査委員（岡部まゆみ君） 皆様、改めましてこんにちは。そしてお疲れさまです。

今、監査委員ということで承認をいただきました岡部と申します。皆様の前で今お話しして、大役を受けてしまったなというのが今の心境なんですけれども、最初は初めてで分からないことばかりかと思いますが、皆様にご指導いただきながら、微力ながら頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

---

### ◎発議第2号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第21、発議第2号 浅川町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 基本的なところを伺いたいと思うんですけれども、この後の日程にあります請願の参考資料として、人口は前回の定数削減よりも1,000人以上減っていると。だけれども、有権者の減は640人とどまっているというふうな指摘が、この後の請願のところになされておりますが、そのことについて提出者の皆さんはご存じだったのかどうか、まず伺いたいと思います。答えたい方だけお答えいただければ結構です。

○議長（水野秀一君） 6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） 2年ぐらい前だと思いますが、これ、何で有権者が増えたかということ、18歳以上から選挙権ができましたので増えたのです。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 私がお聞きをしたかったのは、提出者の皆さんはこの提出時に、有権者数が640人ぐらいしか減っていないという事実を知っていましたかということなんです。その点について伺っているんです。

〔「これ、みんなに聞くの」の声あり〕

○9番（上野信直君） いや、別に皆さんに求めているわけではないのでいいです。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 次、今回、定数を2人削減しようということなんですけれども、基本的なところを伺います、認識を。定数削減は本当に議会にとっては大事な問題だというふうに思うんですけれども、定数を削減することについて、議会で十分に議論がなされたというふうにお考えですか、提出者の皆さんは。その点について認識を伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） 私は昨年度6月からこの議題を出して、ずっと議員削減の話をしていたんですが、残念ながら一部の議員から言わせると違う話を持っていかれて、議員削減の話がなかなかできませんでした。でも、皆さんの意思疎通は今と変わりなく、議員2人を削減する方向で皆さんと話し合ってきました。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 何か事実関係がちょっと違う、誤解があるというふうに思うんですけども、議会改革の検討会で議会をどういうふうによくしていこうかという中で、その一つの項目として議員定数の話がなされました。でも議員定数削減だけでは、町民の皆さんからいい議会になった、立派な議会になったと言われるはずはないので、そのほか様々な課題について検討しようということで、この間いろいろ検討してきているのであって、定数削減の話をほかの話にすり替えていったと、こういう話では全然ないですね。ちょっと認識が違うんじゃないかと思うんですけども。

そういうことでいいんですけども、十分にこの定数の問題について議論をされたというふうにお考えですか。それとも、もっとしたかったなという思いなんでしょうか。伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） 十分にしたと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○9番（上野信直君） いいです。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） どなたでも結構ですけども、代表して1つお願いしたいんですけども、定数の削減の問題が出て町民から私に届いたのは、1つはやっぱり財政的に2人分の給与、こういうものが減るだろうと。そういうことは数字の上で明らかなんですけれども、やっぱり町民の声は議員が少なくなることによってやっぱり少なくなる、こういうことにつながるのではないかということが1つと、それから今、全国的に問題になっている女性とあるいは若者、青年、こういう方々が議員として立候補するという、そういうことが今でも少ないのに、なかなかこれから減らすことによって、ますます困難になっていくのではないかと、こういうふうな声がありました。その声には皆さん、どういふうにお答えしていくつもりでありますか。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4番、会田哲男君。

○4番（会田哲男君） 今、角田議員から、そういうふうな女性が出やすくなる、あるいは10人に減らしては声が拾えないというようなことを伺ったというようなことでございますが、私もこの定数削減につきましては、町民の方々とお話しいたしました。約40人近くの方に話を聞きました。賛成と反対あるんですが、どう思いますかというような問いかけをいたしました。その結果、40人近く聞いた中では1人もおりませんでした。定数を減らさないほうがいいという方は、いらっしやいませでした。

それと女性の登用ですが、これは12人でも14人でも16人でも同じじゃないかと。女性は女性で、男性もそう

ですが、出たい、町を何とかしたいという強い気持ちがあれば、出る人は出るんじゃないかというような答えも返ってきました。そのようなことで、私はこの議員定数の削減条例、町民の意見も聞いた上で賛成という気持ちを持っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 3番、兼子長一君。

○3番（兼子長一君） 私も、この発議の提出者の一員として、今、角田議員のご質問にお答えしたいと思います。

やはり今、人口減少、少子化対策ということで、子育て支援に大変な予算が今行くという状況になっております。我々、議員としていろんな政策提案を、意見をしていますけれども、そういった中で、そういう支援策の予算を確保するためには、我々議員自らその身を切るといこともしなければ、これは町民は納得しないと思います。そういった点で、議員2名を削減して、その報酬分をそういった子育て支援、少子化対策に充てるという考えから、私は賛成といたしました。

以上です。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 2人の方から出ました。

しかし、女性が立候補するのは数に関係ないんだと。要はそういう答弁でありまして、私は決してそうではないと思うんですね。それは町民の判断もありますけれども、決してそうではないということをおきたいと思えます。

それから、3番議員さんから出ました、身を切ってと。これは財政的に2人分の報酬、給与、こういうものをもってすれば、その分は確かにほかに使えるよと、こういうことにつながるんだと、もちろん直結するわけですが、これはやっぱり身を切るといことであれば、私は議員そのもの、議員が自ら報酬を引き下げて、2人分、今のあれではおよそ800万ぐらいになるんですかね。そういう金額をやっぱり引き下げると。こういうことが本当の身の切り方の処し方ではないのかと。こういうふうに町民の方も厳しい目を持っているということもぜひ忘れないでいってほしい。これは答弁を求めても平行線でありますから、答弁は要りませんが、決して忘れてはならないと、こういうふうに思うのであります。その考えを明らかにしておきたいと思えます。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 改めてお伺いいたします。

今定数の削減に対するメリットとデメリットを改めてもう一度お聞かせ願います。

○議長（水野秀一君） 6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） 今の議員の発言にちょっと違和感があります。この議員は前回3月議会では賛成されたはずですが、なぜ今回、反対して紹介議員になられたのかが分かりません。そういった意味不明な話で議会を惑わすのもいかがかと思えますので、その質問は質問した本人が分かると思えます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、須藤浩二君。

〔「議事進行」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 議会の運営で発言したいんですけども、今、質疑の時間なので議員から出た質疑についてはきちんと答えると。以前の議会の態度と今度の議会の態度が違うというのは、これはあり得る話です。ですから、その説明はもちろんなされてしかるべきなんだけれども、それは今の機会ではないので後になされるだろうというふうに思いますので、質問にはきちんと提出者の皆さんはお答えになるべきだというふうに思います。

○議長（水野秀一君） はい。質問したことに答えていただきたいと思います。

1番、富永勉君。

○1番（富永 勉君） 今ほどの質問に対し答えさせていただきたいと思います。

この質問については、前回の定例会でも答弁しておるところでございますが、まずメリットとデメリットというところであります。

まずメリットというところでは、定数の削減というところでは、まさに議会の根幹をなす重要事項であり、慎重になすべきことではあります。やはり民意を反映するというところでは、議会のそういったアンケート結果と、対するアンケート結果を真摯に受け止めて取り組むという前提の下、まずメリットについてはそういった議会改革に進んでいくという、そういった議員の姿勢を町民に評価いただくというところがまず1つでございます。

それから、メリット、デメリットというところでは、デメリットは決して少なくないと思っております。まず民意が反映しづらくなる懸念だったり、少数になれば執行側に対するそういった意見等もなかなか弱まる、そういった懸念もございまして、そういった委員会の活動というところもある程度制限が出てきてしまう。いろんなやっばりあると思っております。

しかし、民意を反映するという、そういった懸念というところでは、前回も示しましたが、浅川町は全体としてコンパクトであるというところでは、少数にしてもやはりそれは議員の質を高めることによってカバーしていけるというところがございます。

あと、その他るるの懸念というところでは、私、前回は少数精鋭という言葉を使わせていただきました。これについては決して優秀な人を少数集めるのではなくて、少数だから精鋭になれるというところがございます。少数にすることで精鋭集団になれるという、私は認識をしているところがございます。ですから、少数にすることで決してマイナスな面というところに向かうのではなくて、そういったところで皆さんで質を高めていくというところに進んでいくというところで考えております。そんなところで、メリット、デメリットについては認識しているところがございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） まず最初に、前回の請願に賛成したじゃないかという言葉ですが、請願の内容は間違っ

ておりません。前回の提出された請願の内容に対しましては、私は賛成でございます。ただ、議論をしなければならぬというのが私の見解でございます。ですから、提出された請願に対してはきちっと対応する、請願に対しては私は異議は申さないという意味で賛成をいたしました。

ただ、このまま何の議論もされずに議員定数を削減するのは、私はそれは反対だという思いでございます。次の請願、私が紹介議員となっている請願でその辺は申し述べたいと思いますが、やはりメリットとしての部分があまりにも薄い。やはりデメリットというものをちゃんと払拭した上で行うべきだと思います。

議員定数の削減は、私は検討会で再三申し上げておりましたが、パッケージで考えなければならないと。定数だけ減らせばいい問題ではなくて、それは議員の構成にもよる。議員の報酬の問題も考えなければならない。先ほど10番議員からもありましたが、若者の成り手、女性の登用などという声が世論の中で上がっている中で、門を閉めてしまうようなことは果たしてどうなのかと。そういうものをやる検討して、デメリットをなくしてからの議員定数削減と私は思っておりますが、提出者の皆さんはいかが考えておりますでしょうか。

○議長（水野秀一君） 1番、富永勉君。

○1番（富永 勉君） まず、私はこの件については重なる議会改革での検討はされてきているというところは事実であります。結論というところでは全員で先送りしてきたと。いわゆるそこをってしまったというところが、やはりここに至っているというところもあるかと思えます。

それと、メリット、デメリット、先ほど出ていますけれども、やはり一番は民意を反映するということでは、いわゆるアンケート結果、これは逆に、じゃ質問される方々はどのようにその結果に対して認識しているのかというところは、私の答弁の後お答えいただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） アンケートの結果の件でございますけれども、過半数は行っていないんですね。46.7%。確かに、46.7%の方が削減を望んでいるという現実を踏まえるのは当たり前でございます。ただ、その反面、五十数%の方は減らさなくてもいいんじゃないかという意見があるのも事実でございます。ですから、この問題は片方の耳ばかりを大きくして聞く問題ではなく、両方の耳からきちっと聞いて、みんなで議論して時間をかけて、デメリットをなくすように話をして、改めて議員定数削減というものを考えるべきではないのでしょうか。いかがですか。

○議長（水野秀一君） 1番、富永勉君。

○1番（富永 勉君） 今ほどのアンケート結果ですけれども、定数削減は46.7と認識しておりますけれども、残りの半分が全て、じゃ定数維持ということではなかったはずですよ。これはどちらでもないとか無回答というところがあるわけですから、明確に定数維持というところが全てでは、私はないと認識しましたけれども、ちょっとそこは勘違いされているのかなというふうに思います。

○議長（水野秀一君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） そうなんです。五十何%の中に無回答とか、どちらでもないとかいう回答も確かにあります。ですから、先ほど言った両方の耳から聞くということをしたいんですよ。それは時間をかけなければ答えが出ない問題なんです。

定数削減ありきで前のめりになってしまえば、後戻りができなくなってしまう。近隣町村で定数を8にした町村のお話もお聞きしました。現在、じゃどうするかという状態にあるという話でございます。やはり時間をかけてデメリットを払拭するのが、まず先決ではないかと思いますが、いかがですか。

○議長（水野秀一君） 1番、富永勉君。

○1番（富永 勉君） この議論については、本来ならばまず請願が上がった段階で常任委員会への付託、さらには特別委員会の付託という、そういったタイミングもあったはずなんです。しかし、全て前回の定例会において、その必要なしと皆さんが承認された。そして今になって、そういった意見をされるというところでは、私は一貫性がないというふうに思っているわけなんです。

議会改革会議で、私は12月からの定例会参加ですけれども、ほかの議員さんにおいては、同僚議員においては、6月からやっぱりそういったところを重ねてきたというところでは、私は決して議論不十分というふうには思っておりません。さらには前回の定例会でも十分に審議はされているはずでございます。私はそういうふうに認識しております。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 今、富永議員が言ったとおりでと思うんですが、まずは手続上の問題があります。議長宛てに請願が来ました。その後、議会運営委員会の中で、付託する必要ないよと。異議なしで通っているわけですよ。そこでも我々は放棄しているんですよ、その検討する時間を。それを重く受け止めていただきたい。じゃ、それをスルーして請願が来ました。反対する理由はないんですね。町民の方から出てきた請願に対して、それが妥当だとすれば、ということなんです。今回もそうですけれども、前回もそうです。議運の中でそれはいろいろもまれているはずなんです。その件についてどうするかということについて。多分、今質問、るるされた方は議運の中に入っている方ですよ。ということをちょっと重く感じてほしいなということが私、あります。

それで、私もこの問題については、議論はやりつくせないぐらい必要だと私も思っています。そんな簡単に、財政上の問題だからとか、少数派、多数派、そんな問題じゃないんです、定数削減というのは。もっと議論しなければならないことはいっぱいあるはずなんです。

ただ、それを我々議会は手続上否定したわけですよ。放棄したわけです。この意見が正しいんだということで採決なされたと私は感じています。ですから、この条例案を今回提出されたことについても、皆さんがそういうふうな形で賛成したんですから、議論する必要ないよということで賛成したわけですから、その中でると、粛々と進めるということになろうかと思いますし、私も今まで1期4年間やらせていただきましたけれども、私も非常に反省するところです。

なぜかという、町民の皆さんのアンケートでもそうなんですけれども、46、5割弱の方が定数削減してくださいよという希望がある。それは我々がやっている仕事が、しっかり認識されていないという部分もあるかと思うんですよ。発信の仕方です。そのことを我々はもまないで、ずっと旧態依然とした形の中でやってきた。今の時代に合わないんだと。

この間、我々も出張させていただいて研修を受けてきました。DXの問題あります。そういったもういろんなところで、もう進んでいるのにもかかわらず、浅川町議会はどうなんですかということです。遅れていませ

んか、そういう意味で。だったらもっと前に進まなきゃならない。そういうことが町民の皆さんから見れば、議員定数12、多いんじゃないのかと。10人でもオーケーだよ、今の仕事ならということだと思います。

私は一にも二にも、質を上げていく。これが大切なことだと思いますし、財政はその後でついてくると。副産物としてああ減ったねという形で。まずは議会の質を上げていくということが一番重要なのかなと思っています。それが12人だろうが10人だろうが、質を上げることにに対してはやれるんだと、やるんだという強い気持ちでやっていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 今、いろいろ質問、答弁を聞いていて、いろいろあるんですけども、私もまとまった討論になるかどうか、ちょっと分からないんですが、思うことを率直に述べさせてもらいたいというふうに思っています。

まず、私がお聞きをしました有権者数は640人ぐらいだったでしたっけか。人口は1,000人以上減っているけれども、有権者数はそんなに減っていないという事実については、提出者の皆さんの中で、知っていましたよという答弁をされた方は、どなたもいらっしゃいませんでした。やはりこれは審議不十分だということの裏づけの一つではないかというふうに思います。

それから、議論は十分にしたか、したと思うかということについては、したという方は1人いらっしゃいましたけれども、ほかの方で、いや不十分だった、しようと思ったけれどもできなかったと、こういう話もありました。やはりその点から見ても、もっと議論すべき、議論して結論を出すべき問題であろうなというふうに思います。

メリット、デメリット、いろいろありますけれども、世論調査、アンケート調査ですね。振興計画をつくるに当たってのアンケート調査の結果が、もっと減らすべきだという声が四十何%あるということなんですが、それは議会の私たちがつくっている検討会の中でも何度も話に出たけれども、この前の議会の話なんですね。この議会の構成になる以前の議会、つまり一般質問も3人か4人しかしない、質疑でも全く発言しない、そういう人がざらにいた、そういうときのアンケート調査なんですよ。だから、検討委員会の中でも、今アンケートをやったならば、これは違う数字になるだろうねという話になっていたじゃないですか、皆さん。それを何かね、削減のためにわざわざあえて正面に掲げてくるというのは、何かおかしいと。

それで、一番おかしいのは、議会改革検討会がつくられました。一番最初に、定数削減どうしようか、定数の問題を話し合いました。そのときのほとんどの方の意見は、定数削減ありきではなくて、議会をもっとよくするために何が必要か、そのことを研究して行って、検討して行って、議会を改革していこう、議員のレベルを上げていこう、そのことが必要だと。それをやっての上での定数を減らすかどうかの話だと、こういうこと

で進めてきたわけじゃないですか。

それが、請願が3月議会で出されたらばどこかに行っちゃって、何か請願を出されたらば賛成しなくてはならないと、人情的には分かりますけれども、そういうことで賛成多数になってしまったという経緯があります。今までの議論と全然違う結果になった。

私は3月の請願が出された議会運営委員会にも出席しましたが、あの流れからすれば、この請願はちょっと待ってもらって、不採択ですよ、率直に言って。不採択にしてもらって、もっと時間をかけて議会で定数問題を議論する。こういう話になるんだろうなというふうに思っていたんですよ。

あの3月の議会の議運のときに、そういうその調査特別委員会なんかをつくらない、こういうことをしなかったために、議論する必要がないというふうに判断したと。これは全くの誤解ですよ。あの流れからすれば、あの請願を採択しなくても、検討会の中でさらに議員定数については議論された。こういう流れだったじゃないですか。

いずれにしても、今そういう議会改革の検討会、議会が町民から信頼される、頼りにされる、役に立つなど思われる議会にするためには、どうするかということがまず必要です。それを抜きにして定数削減だけ先走ってやる、これは拙速と言わざるを得ません。一旦削減したらば後戻りはできないわけですからね、基本的には、やっぱり減らしたのはまずかったから元に戻そうなんていうのは、なかなかできる話ではありませんので。

ですから、削減するよりもまず信頼される議会になる、議員のレベルを上げる、議会の情報を皆さんにより広く伝えていく、議会に対する意見を広く町民の皆さんから聞いていく。こういう仕組みをこれから一生懸命つくると。そのことをやっての上での定数問題だというふうに私は思います。

それから、俗論で定数を減らせばそれを子育て支援に回せるなんていう話ほとんどない話で、そういうことを言うんだったらば町長の退職金をなくす。

議員の仕事には、行政を厳しく監視をする、税金の無駄遣いに目を光らせるということで、各人がきちんとしっかり仕事をすれば、税金の無駄遣いを節減することもできる。議員の報酬ぐらいは恐らく生み出せるんじゃないですか。それができないというんだったらば、やっぱり議員の報酬を引き下げて定数は減らさない。町民の声が届くように、町政を監視できるように、今のままでいく。こういう方法だってあるわけですよ。それを私はきちんと議論すべきだというふうに思います。

拙速な削減については、以上の理由で賛成できません。

○議長（水野秀一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番、金成英起君。

○11番（金成英起君） 賛成の討論を行います。

提出理由の中で、現在、本町を取り巻く環境は、少子化や若い世代の流出などにより人口減少が進む中、少子高齢化対策や地域活性化対策、そして公共施設の更新対策など多くの課題に直面している。このような中、議会議員は現状を認識した上で不断の努力を怠らずに活動し、町民の福祉向上に取り組む責務がある。

このほど、議員定数削減の請願書及び令和3年度の後期基本計画制定時期に実施したこの町民のアンケート結果でも、町政改革の重点事項として議員定数の削減の回答は、皆さんが議論している中の46.7%、最も多く占めたという結果も出ております。これらの町民の思いを真摯に受け止め、将来を見据えた財政の見通しや人

口減少の推移ほか、自治体の動向を踏まえ、議員定数について対応する責務があり、定数削減は避けては通れないものと考えております。

議員の定数の多さがより多くの民意を反映するという考えを改め、いかにして自らの責務でその質を高め、民意を効果的に反映させるかであり、今こそ議員が自らの判断をもって身を切ることで、議会改革を進めるべきだと思っております。

以上のことから、議会の役割と議員の任務を果たすことのできる議員定数として、令和5年度の議会議員改選時期までに、12人を10名とする本条例の改正案を提案することに賛成するものであります。

以上であります。

○議長（水野秀一君） ほかに討論ありませんか。

原案に反対者の討論を許します。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） るる論議がなされました。

私は本当に長い間お世話になって、議員として活動させていただいていたんですけども、浅川町の議会はほかと比べて質がうんと劣っているなんていう、そういうことは私はないということは言えると思います。本当に9番議員からもありましたけれども、以前は議会中、一度も発言をしないというような議員もいらっしゃいましたけれども、今、浅川町では誰一人そういう議員はいませんし、一般質問もほとんどの議員がもう毎回、真剣にやっているわけです。しかも、改革しようというそういう会をつくって、この審議までいろいろ方法論も含めて始まったところなんですね。こういうのを今まで定数を減らした中でも、今まではありませんでした。そういう意味では、真剣にやっぱり皆さん考えて実行してきたと、こういうふうに思うんです。

しかし、急いで事を仕損じることがありますけれども、やはりこういう改革の議論をもっとやろうという、しかもそれを何回となくやってきた、そういう途中でこういう形で減らす、こういうことはやっぱりもっともっと、本当に2人を減らす、そのことで浅川町の議会がどんなに真剣に審議をして検討してきたか、そういう跡を残すことにもつながるんだろうと思うんです。

今、議会の議員の定数を減らそうなどという論は、全国的にも地方でもあまりありません。むしろなる人が少ないんだというようなこともありますけれども、やはりもっともっと、繰り返すようですけども、女性や若者に門戸を閉ざすことなく、閉ざしてはもちろんいせんけれども、広げて、そしてよりこの浅川町の発展のために頑張ってもらおうという上からも、それから、もっともっとやっぱり議論を進めて改革の道をもっともっと追求して、そしていろいろその中で改めてゆくというものを改めてゆく。

ですから、町民との座談会なんかも開いてやるべきだというふうな議論もありまして、非常に私はよいと思うんです。あの当時のアンケートではなくて、今の町民の声をこういうふうに議会は真剣に改革しようとしているんだと、そういう姿勢も明らかにしながら、やっぱり議회를より活発にしていこうというのが私は必要だと。

しかし、そういう道半ばで、まだ改革しようとする会が終わりもしないうちに、しないうちにという言い方もあれですけども、そういう途中でこのような形で減らすということについては、反対するものであります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第21、発議第2号 浅川町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立多数〕

○議長（水野秀一君） 起立多数です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎請願第3号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 次に、日程第22、請願第3号……

〔「議長」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） ただいまこの前に日程第21、発議第2号が可決されました。それでこの次に出ます請願第3号でございますが、これは一事不再議に当たるかと思いますので、ご検討をお願いします。

○議長（水野秀一君） 岡部宗寿議員に申し上げます。

今その内容について申し上げるところだったんです。これから読み上げますから。

次に、日程第22、請願第3号 議員定数の維持についての請願書について申し上げます。

既に、発議第2号 浅川町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についての議案が可決されており、請願第3号 議員定数の維持についての請願書は不採択とされたものとみなします。

ここで一旦、休議いたします。

休憩 午後 零時03分

再開 午後 零時11分

○議長（水野秀一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 請願第3号について、審議しないで不採択という措置がなされましたけれども、私ちょっと聞き逃したのかもしれないけれども、法令上の根拠について伺いたいと思います。

〔「暫時休議」の声あり〕

○議長（水野秀一君） ここで、20分まで暫時休議いたします。

休憩 午後 零時12分

再開 午後 零時18分

○議長（水野秀一君） 休憩前に引き続き再開いたします。

町村議会の運営に関する基準の124条の規定を参考として、みなし不採択といたしましたが、町にはこの基準がないため、先ほどの発言を訂正し、審議することといたします。

日程第22、請願第3号 議員定数の維持についての請願書を議題とします。

これから紹介議員に質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 紹介議員の方は、3月議会に提出された議員定数の削減に関する請願に賛成をされました。今回、維持を求める請願の紹介議員となられているわけなのでありますけれども、私は一つには、やはり有権者数がそんなに減っていないということが判断に大きかったのかなというふうに思うんですけれども、その点について伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） ただいまの質問であります、私も当初、3月議会で提出されました請願の中で書いてある数字ばかりを頭の中に入れていたのが現状でございます。その中で、本請願の提出に当たり、代表である曲山利一氏といろいろ面談をしてお話をしました中で、15年間で減った有権者数って分かるかと、640人しか減っていないんだぞということを、その時点で聞かされました。

また、同じことを言っている方がおまして、それは何かと申しますと、私のところに匿名のお手紙が来ました、封書が。私はてっきり何かのダイレクトメールかなと思って、封筒はすぐにシュレッダーをかけて中身だけを読んだと。その中身にも同じことが書いてありました。封筒を取ってあれば、直筆で書いてあったので手がかりにはなったわけではございますが、封書はあいにくシュレッダーをすぐかけてしまった。文書だけが残ってしまった。文書までシュレッダーにかけなくてよかったなというのが正直なところなんです、その中で、手紙の中にも640人という数字が出ておりました。

以上です。

○議長（水野秀一君） 1番、富永勉君。

○1番（富永 勉君） 幾つか質問させていただきたいと思います。

まず、今ほどありました請願書の紹介者となったところの経過について、まず聞きたいと思っておりますけれども、今回、賛同されて紹介者になったところでは、前回の定例会においては、定数削減において紹介者においては賛同されたと。まさにこの内容については10名に削減し、本年度の改選時までに条例改正、いわゆる削減するという中身でしたけれども、一転して今回は相反する、そういった定数維持の内容に賛成した

というところでは、私はやはり一議員として道義的なそういった姿勢というところでは、ちょっと理解しがたいところがあるんですけども、そういった点における経過について、ちょっとまず1点お聞かせいただきたいと思います。

あとは、民意を反映するというところで、今回の請願書もありますけれども、まさに浅川町の町政を考える会というところから出ていますけれども、この会の構成する内容についてちょっと聞きたいと思います、せっかくですから。いつ頃こういう会ができて、どういった何名ぐらいの会なのか、またどのような目的で活動されているのか、できればお聞かせいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（水野秀一君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） まず、その請願に対しての姿勢でございますが、先ほども言いましたが、3月議会に出されました請願に関しましては、私は異論がございませんので賛成をいたしました。それは今1番議員が言いました町民の民意ですね。請願に至った方の思いというものを、私はきちっと酌み取るべきであるということから、請願を反対するわけではなく、請願をきっちり受け入れますよと。受け入れた中で、次のステップに行くのに議論をしなきゃならない。

先ほども言いましたが、じゃ何でこの間、賛成したのに今度は反対のやつをやるんだと。十分に審議がされない中で、定数削減が行われるような動きがあったのを察知しました。やはりこの曲山氏も同じ意見、同じ思いをして私を呼んだのだと思います。いや、呼んだのです。その中で、やはり審議していくのであれば、議論していくのであれば、このような請願は出しません。ただ、やはり町民の意見という民意を考えれば、やはりこういう民意を持っている町民もいるというものをこの議会に知らせなければならないという思いから、私は紹介議員になりました。

3月の内容に、じゃ反対すればよかったでしょう。いや、違います。やはり提出者である小宅さんの意見というものを私は重く受け止めて、その中で請願というものを認めたというわけでございます。それはそれで切ります。それでやはり集中してこれから審議をしていくのであれば、やはりこういうスタイルは私は決して取る必要はなかったと思っております。

それと、浅川町の町政を考える会でございますが、あくまで私的な会合であるということでもあります。曲山さんは自宅でサロンをやっておりました。老人の方を集めて、憩いの場である場所を提供して、そこで囲碁をしたりマージャンをしたりカラオケをやったりして、町政も一緒にその人たちとを考えていた。その構成人数というものまでは、私は突っ込んで聞きませんでした。数名の方で常に浅川町の町政のことを話をしているんだということでもあります。

正式でなければ請願を出してはいけないのかという決まりはございません。やはり私的であっても、こういう大事な浅川町の町政を考えている方がいるという現実を、まず知るべきだと私は思います。そこで曲山さんといろいろ、るる話をしまして、今回の請願といたした次第でございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

1番、富永勉君。

○1番（富永 勉君） もう一点、質問させていただきます。

今回の請願書の内容の件でありますけれども、今回提出された時点では浅川町の定数は12名のはずなんです。まだ改正はされておられません。それにもかかわらず、定数維持の請願書の内容でありました。

これは全く、いわゆる道理に合わないという内容なんです。これを受理したというところにも、ちょっと私はいまだに納得できないところはあるんですけれども、こういう定数維持の請願にまず賛同したというところで、ちょっとお聞かせいただきたいと思っておりますけれども、これ10人と、本来ならば定数維持の請願書は10人となった後の上での請願でもよかったのではないのかなと。そういう次回の定例会等で出すのが、やっぱりこの文章の内容からすると普通なのではないのかなというふうに思いますけれども、こういったちょっとどういところでそういった賛同をしたのかというところ。この辺が、やはりちょっとボタンの掛け違いではないのかなというふうに私は思うんですけれども、ちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 1番議員さん、中身を読んでいただきたいです。

12名から10名に2人減らしてしまえばという仮定のところをまずしゃべっているんですね。それは10名になってから出せばいいじゃないですかということは、維持についての請願じゃなくなっちゃうんですね。2名増やしてくださいの請願になっちゃうんですよ。10名に減ったというその現状の後に出せば。ですから、現状になる前の請願ですので、私は何らこの文章でいいと思っておりますが、駄目ですか。

○議長（水野秀一君） 1番、富永勉君。

○1番（富永 勉君） すみません、解釈上の違いかと思っておりますけれども、そこはあえて私もこれ以上進めるあれないので。

しかしながら、やはり今回、相反する請願というところが出てきていると。いわゆる請願の処理、受理という段階でのやはり交通整理というところでは、一つ、今回このようなことになってはおりますけれども、今後はやはり議会の質を高めるといふところにおいても、今後はやっぱり生かしていきたい、生かさなければならぬといふところには思っております。すみません、ちょっと質問ではなくなりましたが、分かりました。すみません、分かりました。そこまでにしておきます。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

4番、会田哲男君。

○4番（会田哲男君） 質問します。

定数維持の請願書の中に、「少数の採決は危険」ということが書かれていますが、この理由をお聞かせ願えればと思います。

あと、有権者数をここで言っていますよね。640人ですか。「15年間で減った有権者数は640人です」と。参考資料の中で言っているんですが、人口はこの間に1,400人くらい減っていますね。その状況から、こっちの有権者本位に持っていったその辺の理由。行政なる議会は、ゼロ歳児から死ぬまでの関わるべきだと思うんです。有権者数に持っていったというこの辺の意味をお聞きしたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） まずは1点目の少数採決での危険ということですが、やはり民意を反映するに当たって多くの議員の考え、そして地域性、議員の背景など、様々ございます。少数になってしまえば、それだけ考え

も少なくなってきました。いくなれば隣国である国のような、そういう政治になる可能性もあり得ると私は考えております。

有権者数の問題ですが、やはり投票する方が政治に参加する資格があると私は認識しております。人口が全てではないと思っております。やはり投票する方が有権者であると、その方が注視すべきだと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

1番、富永勉君。

○1番（富永 勉君） それでは、反対討論をさせていただきます。

本件については人口減少の要因、財政見通しの要因、町民移行の住民要因などを考慮した場合、定数削減は避けては通れないものと考えております。町民の福祉の向上と議会の役割、そして議員の責務を果たすことのできる議員定数として議員削減すべきことから、本案には反対いたします。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 本請願の採択に賛成いたします。

前の請願に賛成していて、減らす請願に賛成していて、何で現状維持の請願の紹介議員になるんだという話がありましたけれども、私は先ほども述べましたが、議員がその時々の方々の議会の対応で、対応と違ったことを後にするというのは、これはあり得る話だと思っているんです。それは自分のあのときの判断が間違っていたというときもあるでしょうし、別な要素が加わって変わるということもあると思います。ただ、町民の皆さんには、何で変わったのかの説明が必要だというふうに私は思っています。

この間、振り返ってみますと、中学校の建設を三階建てで建設するという実施設計の予算は全員一致で可決されたんですよ。ところがその後、いざその建設工事の予算が提出されると、何で三階建てにするんだ、二階建てにしろという、こういう話も出てくる。何でそういうふうになったのかの説明はなし、ね。

私は、態度が変わったんだったら、変わったなりにきちんと説明すべきだと。じゃないと、議会議員の信用なんてなくなるというふうに思います。ということで、今回8番議員が紹介議員になったということは、今までの質疑を聞いてよく理解できましたので分かります。

やはり、この請願を採択すべき一番の理由というのは、議員定数を削減すべきかどうかということについて、議会の中で議論が十分になされていない、尽くされていないどころか十分になされていない、こういう状況があると思います。先ほど質疑の中でありましたけれども、有権者数を何で持ってくるんだという話がありました。が、町政に対して参政権を持っている、議員を選ぶ、町長を選ぶ、この権利を持っているのは有権者だけなん

ですよ。その有権者数がさほど変わっていないのに、一遍に議員を2人も減らしていいんですかというのが、この請願の根本にはあると思うんですね。やはり重大な指摘だというふうに思います。

私は、議員定数を減らすという大事な決断をするんだっならば、もっと十分議論を尽くしてからやるべきであるということで、その意味で本請願には賛成いたします。

○議長（水野秀一君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第22、請願第3号 議員定数の維持についての請願書を起立によって採決します。

お諮りします。請願第3号を採択することに賛成の方は起立を願います。

〔起立少数〕

○議長（水野秀一君） 起立少数です。

したがって、請願第3号は不採択とすることに決定しました。

---

#### ◎議員派遣の件

○議長（水野秀一君） 次に、日程第23、議員派遣の件を議題とします。

議員派遣については、会議規則第122条の規定により、お手元に配付した議員派遣の件のおりと思いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については原案のとおり決定しました。

---

#### ◎議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（水野秀一君） 次に、日程第24、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長より、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査申出書が提出されております。会議規則第75条の規定により、申出書のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

◎閉会の宣告

○議長（水野秀一君） 以上で本日の日程は終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第2回浅川町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 零時37分